

愛媛県土地家屋調査士会 事務局職員表彰並びに懲戒規程

第 1 章 表 彰

第 1 条 表彰の基準は次の通りとする。

- ① 品行方正業務に誠実で職員の模範になるとき
- ② 業務上有益な発明改良工夫考案をしたとき
- ③ 業務上有益な改善又は提案をしたとき

第 2 条 表彰は次の通りとする。

会長賞

表彰は賞状を授与して行い副賞として賞金又は商品を与える。

第 2 章 懲 戒

第 3 条 職員が次の各号の 1 に該当するときは事務局職員執務規程第 2 7 条の規定により制裁を行う。

- ① 重要な経歴をいつわりその他不正の手段によって就職したとき
- ② 本規程にしばしば違反するとき
- ③ 素業不良にして事務所内の風紀秩序を乱したとき
- ④ 故意に業務の能率を阻害し又は業務の遂行を妨げたとき
- ⑤ 業務上の怠慢又は監督不行届によって災害事故を引起し又は会の設備器具を損壊したとき
- ⑥ 正当な理由なくして無断欠勤し業務に不熱心なとき
- ⑦ 許可なく会の物品を持ち出し又は持ち出そうとしたとき
- ⑧ 会の名誉信用を傷つけたとき
- ⑨ 会の秘密を漏らし又は漏らそうとしたとき
- ⑩ 業務上の指揮命令に違反したとき

第 4 条 この規則の改廃は理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、昭和 46 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この規程改正は、平成 11 年 5 月 2 9 日から施行する。